令和4年度 特許審査の質についての ユーザー評価調査報告書

令和 4 年 10 月

特 許 庁

要約

1. 調査方法と回収率

令和 4 年度調査は、令和 3 年度の国内出願における特許審査全般の質(票 1)、令和 3 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について、オンラインアンケート形式で実施しました(回答受付期間:令和 4 年 5 月~6 月)。

表 1 は、回答率の経年変化を示したものです」。

_											
	令和 4 年度	令和	令和	令和	平成						
	(回答数/対象数)	3 年度	2 年度	元年度	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
票	84.9%	87.3%	87.0%	88.0%	90.0%	90.6%	89.3%	85.5%	86.8%	91.8%	91.4%
1	(535/630)	07.5/0	07.070	00.070	90.076	90.070	09.5/0	00.070	00.070	91.070	31.470
票	85.9%	88.4%	85.1%	90.5%	93.5%	92.3%	91.2%	87.4%	88.7%	90.6%	91.8%
2	(317/369)	00.4%	00.1%	90.5%	93.3%	92.3%	91.2%	07.4%	00.7%	90.0%	91.8%

表 1:調査票の回答率

2. 国内出願における特許審査全般の質(票1)について

令和3年度の国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が95.7%(昨年度調査では95.1%)、上位評価割合2が61.3%(同63.0%)でした(図1)。

「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 95.9%(同 95.3%)、上位評価割合が 66.1%(同 66.8%)であり、令和 3 年度実施庁目標(上位評価割合 65%以上)を達成しました(図 2)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目³とした「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合がそれぞれ 81.8%(同 84.6%)、80.6%(同 79.9%)、上位評価割合がそれぞれ 38.6%(同 39.3%)、38.7%(同 38.5%)でした(図 3、図 4)。

なお、「判断の均質性」の下位項目である「第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の判断の均質性」についての評価の割合は、「普通」以上の評価の割合が81.8%(同85.0%)、上位評価割合が36.9%(同35.2%)でした(図5)。

¹ 令和元年度調査までの「A 票」、「C 票」は、令和 2 年度調査から「票 1」、「票 2」に名称変更しました。表 3 の「令和元年度」以前の回答率については、「票 1」、「票 2」を「A 票」、「C 票」に読み替えてください。

^{2「}満足」・「比較的満足」の評価の割合

³ 個別項目のうち、特許審査全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は要約 5. (1)参照。

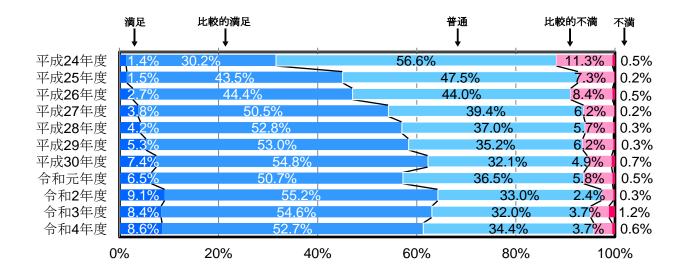


図 1:国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)

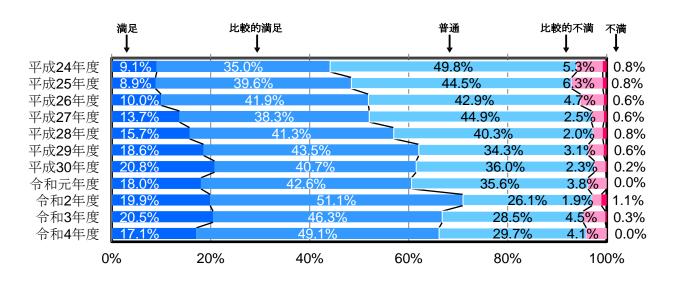


図 2: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

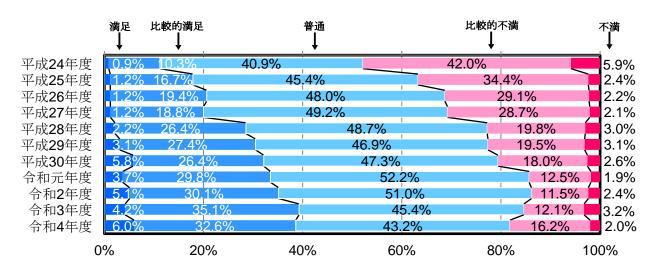


図3:判断の均質性についての評価

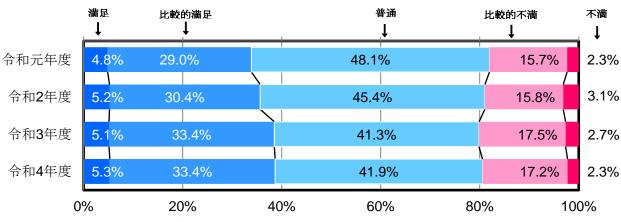


図 4: 第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価

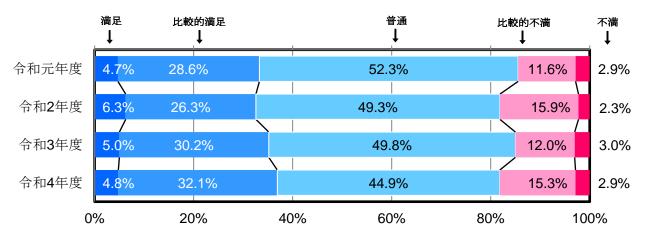


図 5:第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の判断の均質性についての評価

3. PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について

令和3年度のPCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が 97.5%(昨年度調査では 97.4%)、上位評価割合⁴が 59.0%(同 62.7%)でした(図 6)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目⁵とした「国際調査等における判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 90.6%(同 92.0%)、上位評価割合が 46.8%(同 47.9%)、でした(図 7)。

^{4「}満足」・「比較的満足」の評価の割合

⁵ 個別項目のうち、国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は要約5.(2)参照。

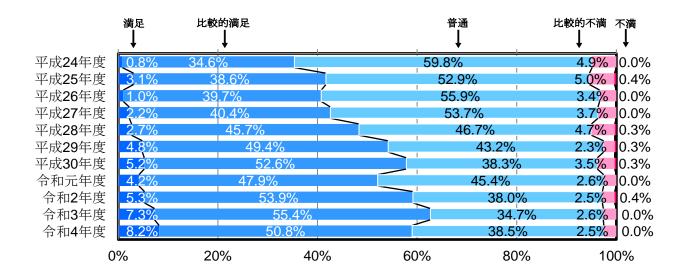


図 6:PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

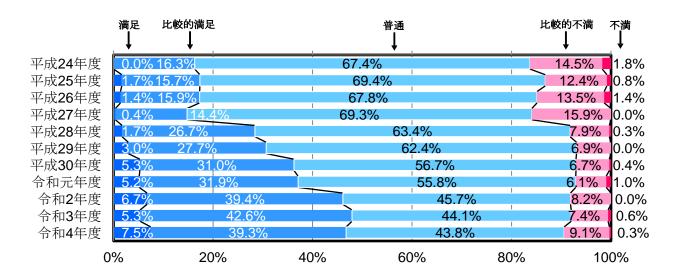


図 7: 国際調査等における判断の均質性についての評価

4. 他の国/地域の特許庁と比較した評価

表 2 は、特許審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁についての回答(複数選択形式)を集計した結果を示したものです。

表 2: 各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁6

2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			- /	<u> </u>	
観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
	213	78	93	48	47
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ 	(68.1%)	(24.9%)	(29.7%)	(15.3%)	(15.0%)
発明該当性、産業上の利用可能性(特許適	128	39	49	29	22
格性)の判断	(40.9%)	(12.5%)	(15.7%)	(9.3%)	(7.0%)
立 日外 洗下外 少和风	182	48	124	43	34
新規性・進歩性の判断 	(58.1%)	(15.3%)	(39.6%)	(13.7%)	(10.9%)
=7.4F. 75. (4. O.)(1) Nr.	139	43	68	30	25
記載要件の判断	(44.4%)	(13.7%)	(21.7%)	(9.6%)	(8.0%)
JULINIT O 14 FFF 144	168	16	86	24	21
判断の均質性	(53.7%)	(5.1%)	(27.5%)	(7.7%)	(6.7%)
#	148	55	136	66	15
先行技術文献調査 	(47.3%)	(17.6%)	(43.5%)	(21.1%)	(4.8%)
	175	19	96	35	25
審査官の技術等に関する専門知識レベル	(55.9%)	(6.1%)	(30.7%)	(11.2%)	(8.0%)
辛日妻でも建した東西に対するため	158	54	63	34	19
意見書で主張した事項に対する応答	(50.5%)	(17.3%)	(20.1%)	(10.9%)	(6.1%)
面接、電話等における審査官とのコミュニケ	136	79	23	22	15
ーション	(43.5%)	(25.2%)	(7.3%)	(7.0%)	(4.8%)
	139	62	57	30	27
審査を通して付与された特許の権利範囲	(44.4%)	(19.8%)	(18.2%)	(9.6%)	(8.6%)

-

⁶ いずれかの庁で「わからない/経験がない」と回答した者を除いて集計。括弧内は、いずれかの庁で「わからない/経験がない」と回答した者を除く有効回答者数に対する各回答の割合。

5. 回答内容の分析

(1)個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)

個別項目についての評価と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。

図8は、国内出願における特許審査全般の質(票1)の個別項目(全18項目)についての評価の平均値⁷を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。図中左側にある個別項目ほど相対的に評価が低く、図中上側にある個別項目ほど相対的に全体評価との相関が強い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)ことから、図中左上に位置する個別項目に優先的に取り組むべきであると判断できます。今年度調査の結果からは、「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目に該当すると考えられます。

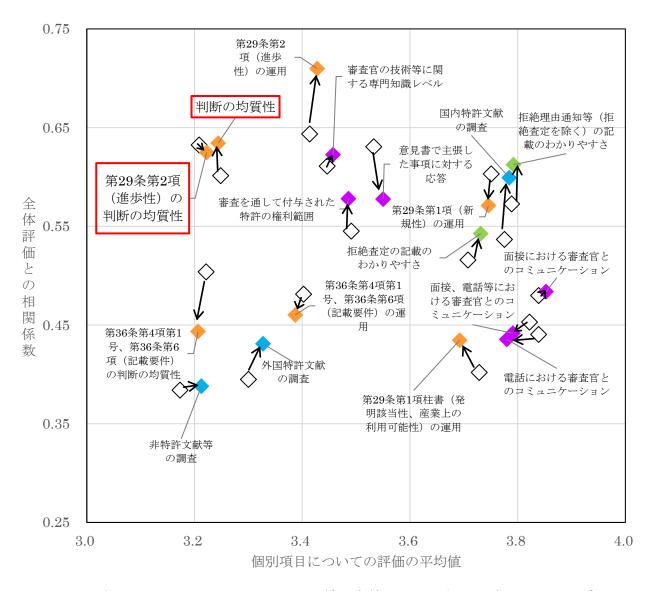


図8:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)8

(2)個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 9 は、PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)の個別項目(全 10 項目)についての評価の平均値⁷を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。(1)と同様にして、今年度調査の結果からは、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」が優先項目に該当すると考えられます。

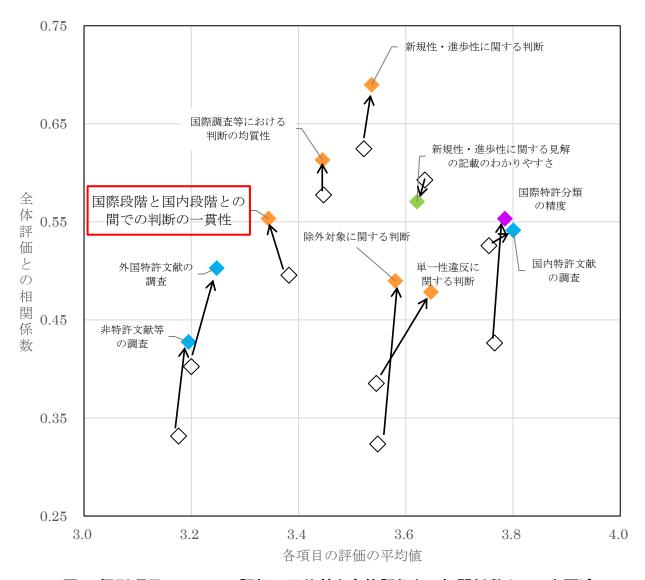


図 9:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)⁸

7 評価を 5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)として集計した場合の平均値

⁸ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する 項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結 果からの変化を示しています。

目次

1. 調査の概要	1
(1)背景	1
(2)本調査の目的	1
(3)調査方法	1
(4)回答率と回答者の業種内訳	2
2. 集計結果	4
(1)国内出願における特許審査全般の質(票 1)について	4
(2)PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)について	
(3)他の国/地域の特許庁と比較した評価	18
3. 回答内容の分析	19
(1)個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)	
(2)個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)	19
4. 調査結果のまとめ	22
5. 今後のユーザー評価調査について	22
謝辞	23
(付録)調査票	24

図目次

	図 1: 国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)	4
	図 2:拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価	6
	図 3:拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価	7
	図 4:第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用についての評価	7
	図 5:第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価	7
	図 6:第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価	8
	図 7:第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価	8
	図 8:判断の均質性についての評価	8
	図 9:第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価	9
	図 10:第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性についての評価	9
	図 11: 国内特許文献の調査についての評価	9
	図 12: 外国特許文献の調査についての評価	10
	図 13: 非特許文献等の調査についての評価	10
	図 14:審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価	10
	図 15:面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価	11
	図 16:審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価	11
	図 17:PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)	13
	図 18: 国際特許分類の精度についての評価	14
	図 19:除外対象に関する判断についての評価	14
	図 20:単一性違反に関する判断についての評価	14
	図 21: 新規性・進歩性に関する判断についての評価	15
	図 22:新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価	15
	図 23:国際調査等における判断の均質性についての評価	15
	図 24:国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価	16
	図 25:国内特許文献の調査についての評価	16
	図 26:外国特許文献の調査についての評価	16
	図 27: 非特許文献等の調査についての評価	17
	図 28:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)	20
	図 29:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)	21
表目	次	
	表 1: 票 1 の対象者の選定方法等	2
	表 2:票 2 の対象者の選定方法等	2
	表 3:調査票の回答率	3
	表 4: 回答者の属性・業種内訳	3
	表 5:全体評価と個別項目についての評価(国内出願)	5
	表 6:全体評価と個別項目についての評価(PCT 出願)	12
	表 7: 各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁	18

1. 調査の概要

(1)背景

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利の設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の特許審査「の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」と言います。)を平成 26年(2014年)に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

審査の質の現状を把握し、審査の質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成 24 年(2012 年)度よりユーザー評価調査を実施し、ユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本報告書では、今年度調査の集計及び分析結果について報告します。

(2)本調査の目的

本調査は、特許審査の質について、ユーザーからの評価、意見等を収集し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、今後の特許審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルに示されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCA サイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。 そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために本調査の結果を活用していきます。

(3)調査方法

本調査は、令和3年度の国内出願における特許審査全般の質(票1)、令和3年度のPCT出願における国際調査等全般の質(票2)について、オンラインアンケート形式で実施しました。各調査票(付録参照)は、特許審査・国際調査等全般の質に関する項目について、「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」の5段階の選択形式で評価・回答するものです。

調査対象者には、オンラインアンケートに回答するためのパスワードを電子メール等により送付し、任意記名式(ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式)で調

¹ 本報告書における「特許審査」は、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様に、発明の審査(PCT出願に 関する国際調査及び予備審査を含む)及び実用新案技術評価書の作成を意味します。ただし、国内出願 における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

査を実施しました(回答受付期間:令和4年5月~6月)。

表 1~表 2 は、各調査票に関する対象者の選定方法及び対象者数を示したものです。票 1 及び票 2 の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて 715 者でした。

表 1: 票 1 の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
	令和2年度に筆頭出願人として50件以上の国内 出願を行った内国出願人(個人を除く。)のうち、 令和3年度に査定謄本の送達があり、公開されて いる案件を有している者	500 者	
票1 (国内出願におけ る特許審査全般の 質について)	令和2年度に筆頭出願人として50件以上の国内 出願を行った <u>在外出願人(</u> 個人を除く。)のうち、 令和3年度に査定謄本の送達があり、公開されて いる案件を有している者	60 者	630 者
	令和 2 年度に筆頭出願人として 50 件未満の国内 出願を行った <u>小規模出願人</u> ²	20 者	
	令和 2 年度における国内出願の代理件数が上位 50 者の <u>代理人</u>	50 者	

表 2: 票 2 の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
票 2	令和 2 年度に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った <u>内国出願人(</u> 個人を除く。)。	319 者	
(PCT 出願におけ る国際調査等全般	令和 2 年度に筆頭出願人として 18 件未満の PCT 出願を行った <u>小規模出願人</u> ²	20 者	369 者
の質について)	令和 2 年度における PCT 出願の代理件数が上位 30 者の代理人	30 者	

(4)回答率と回答者の業種内訳

表 3 は、回答率の経年変化を示したものです 3 。表 4 は、票 1 及び票 2 の回答者の属性・業種内訳を示したものです。回答全体に占める無記名での回答の割合は票 1 で 42.2%(昨年度調査では 42.7%)、票 2 で 44.2%(同 42.3%)でした。票 1 及び票 2 の回答者の重複を除くと回答者数は合わせて 607 者でした。

² 資本金が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る。)、特許庁との面談や意見交換 等の実績を有する企業から任意に抽出。

³ 令和元年度調査までの「A 票」、「C 票」は、令和 2 年度調査から「票 1」、「票 2」に名称変更しました。表 3 の「令和元年度」以前の回答率については、「票 1」、「票 2」を「A 票」、「C 票」に読み替えてください。

表 3:調査票の回答率

	令和 4 年度	令和	令和	令和	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	(回答数/対象数)	3 年度	2 年度	元年度	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
票	84.9%	87.3%	87.0%	88.0%	90.0%	90.6%	89.3%	85.5%	86.8%	91.8%	91.4%
1	(535/630)	87.3%	87.0%	88.0%	90.0%	90.6%	89.3%	83.3%	80.8%	91.6%	91.4%
票	85.9%	88.4%	85.1%	90.5%	02.5%	92.3%	91.2%	87.4%	00 70/	00.69/	01.00/
2	(317/369)	00.4%	00.1%	90.3%	93.5%	92.3%	91.2%	07.4%	88.7%	90.6%	91.8%

表 4: 回答者の属性・業種内訳

	E⊒ N.L. ₩1∓4	票	1	票 2		
	属性∙業種⁴	回答者数	割合	回答者数	割合	
	金属	20	3.7%	11	3.5%	
	建設	11	2.1%	2	0.6%	
	機械	66	12.3%	41	12.9%	
内国出願人	化学	60	11.2%	46	14.5%	
田田	食品·医薬	5	0.9%	5	1.6%	
腺 人	電気	53	9.9%	34	10.7%	
	その他(製造業)	8	1.5%	2	0.6%	
	その他(製造業以外)	37	6.9%	16	5.0%	
	学校·公的研究機関等	10	1.9%	6	1.9%	
代理	代理人		4.7%	14	4.4%	
在外出願人		14	2.6%	0	0.0%	
無記	名	226	42.2%	140	44.2%	
合計		535	100.0%	317	100.0%	

⁴ 日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成 23 年 2 月)等を参考にして内国出願人を 9 業種に分類。

2. 集計結果

(1)国内出願における特許審査全般の質(票1)について

次ページの表 5 は、令和 3 年度の国内出願における特許審査全般の質について、全体評価と 個別項目についての評価とをまとめたものです。

図 1 は、国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)の割合の経年変化を示したものです 5 。全体評価は、「普通」以上の評価の割合が 95.7%(昨年度調査では 95.1%)、上位評価割合 6 が 61.3%(同 63.0%)でした。

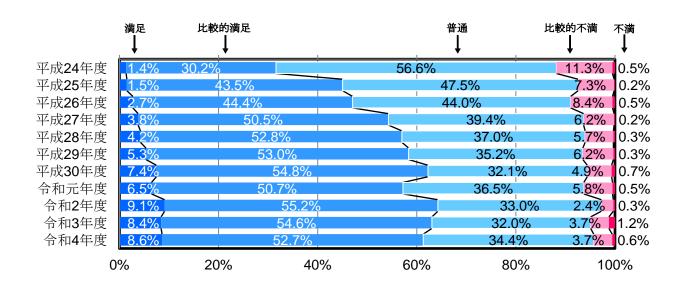


図 1:国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)

4

⁵ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示しています。各年度調査は「前年度の特許審査・国際調査等全般の質についての評価」を問うものであり、例えば「令和4年度調査」は「令和3年度の特許審査・国際調査等全般の質についての評価」を調査するものです。

^{6「}満足」・「比較的満足」の評価の割合

表 5:全体評価と個別項目についての評価(国内出願)7

表 5: 主体評価と値別項目についての評価(国内出願)								
	評価項目	満足	比較的 満足	普通	比較的 不満	不満	わからない /経験がな い、無回答	
		全体評	価					
绀	許審査全般の質	46	282	184	20	3	0	
11	日 田 且 工 収 ひ 負	(8.6%)	(52.7%)	(34.4%)	(3.7%)	(0.6%)		
	個別:	項目につい	ハての評価	5				
拒	絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載	73	300	139	21	1	1	
0	わかりやすさ	(13.7%)	(56.2%)	(26.0%)	(3.9%)	(0.2%)		
±Ε	絶査定の記載のわかりやすさ	71	260	179	12	3	10	
7=	ルロ上の記載のれがりですと	(13.5%)	(49.5%)	(34.1%)	(2.3%)	(0.6%)	10	
	第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産	75	149	183	7	2	119	
	業上の利用可能性)の運用	(18.0%)	(35.8%)	(44.0%)	(1.7%)	(0.5%)	119	
条 文	第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用	80	256	177	16	2	4	
文の	カ 20 不分 1 役百 5 (利风圧/の建用	(15.1%)	(48.2%)	(33.3%)	(3.0%)	(0.4%)	4	
の運用	第 29 条第 2 項(進歩性)の運用	44	204	227	52	6	2	
用	第 29 宋弟 2 頃(進少性) の連用	(8.3%)	(38.3%)	(42.6%)	(9.8%)	(1.1%)	2	
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6	45	189	227	57	9	0	
	項(記載要件)の運用	(8.5%)	(35.9%)	(43.1%)	(10.8%)	(1.7%)	8	
अंध	本のも無性	30	163	216	81	10	25	
判断の均質性		(6.0%)	(32.6%)	(43.2%)	(16.2%)	(2.0%)	35	
	第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均	28	177	222	91	12	-	
	質性	(5.3%)	(33.4%)	(41.9%)	(17.2%)	(2.3%)	5	
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6	25	168	235	80	15	40	
	項(記載要件)の判断の均質性	(4.8%)	(32.1%)	(44.9%)	(15.3%)	(2.9%)	12	
#		79	275	158	16	1		
行	国内特許文献の調査	(14.9%)	(52.0%)	(29.9%)	(3.0%)	(0.2%)	6	
技術		36	134	284	38	3	40	
文芸	外国特許文献の調査	(7.3%)	(27.1%)	(57.4%)	(7.7%)	(0.6%)	40	
先行技術文献調	北井子子 华尔 万	25	116	272	48	9	0.5	
査	非特許文献等の調査	(5.3%)	(24.7%)	(57.9%)	(10.2%)	(1.9%)	65	
-	ᅕᅌᇬᆉᄹᄷᇆᄜᆉᄀᆂᄜᅒᅘᇿᆥ	44	208	223	49	3		
畨	査官の技術等に関する専門知識レベル	(8.3%)	(39.5%)	(42.3%)	(9.3%)	(0.6%)	8	
		44	233	221	27	2		
恴	見書で主張した事項に対する応答	(8.3%)	(44.2%)	(41.9%)	(5.1%)	(0.4%)	8	
面	接、電話等における審査官とのコミュニ	54	155	94	13	0		
	ーション	(17.1%)	(49.1%)	(29.7%)	(4.1%)	(0.0%)	219	
面接における審査官とのコミュニケーシ		52	128	66	12	0		
	シン	(20.2%)	(49.6%)	(25.6%)	(4.7%)	(0.0%)	277	
	電話における審査官とのコミュニケーシ	52	143	77	18	1		
	ョン	(17.9%)	(49.1%)	(26.5%)	(6.2%)	(0.3%)	244	
		30	223	249	23	2		
審	査を通して付与された特許の権利範囲	(5.7%)	(42.3%)	(47.2%)	(4.4%)	(0.4%)	8	
		(0.7/0)	(12.0%)	(17.2/0/	(1.7/0)	(3.7/0)		

.

⁷ 括弧内は、「わからない/経験がない、無回答」を除く有効回答に対する各回答の割合。端数処理のため、 必ずしも合計は 100%にはなりません。

図 2~図 16 は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです。

「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 95.9%(同 95.3%)、上位評価割合が 66.1%(同 66.8%)であり、令和 3 年度実施庁目標(上位評価割合 65%以上)を達成しました(図 13)。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目⁹とした「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の 判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合がそれぞれ 81.8%(同 84.6%)、 80.6%(同 79.9%)、上位評価割合がそれぞれ 38.6%(同 39.3%)、38.7%(同 38.5%)でした(図 8、図 9)。

なお、「判断の均質性」の下位項目である「第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の判断の均質性」についての評価の割合は、「普通」以上の評価の割合が81.8%(同85.0%)、上位評価割合が36.9%(同35.2%)でした(図10)。

また、自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「判断の均質性」についての意見が多く見られました。

「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」については、肯定的な意見が半数以上を占め、丁寧な対応や、補正案等に対する適切な心証開示、補正案等の送付における電子メールの活用を肯定的に評価する意見が多く見られました。一方で、テレワーク中の審査官と円滑な電話連絡ができないことや、面接時の審査官の態度が高圧的に感じられたことなどに関して改善を期待する意見も多く見られました。

「判断の均質性」については、記載要件や進歩性の判断の均質性に関して改善を期待する意見が見られました。

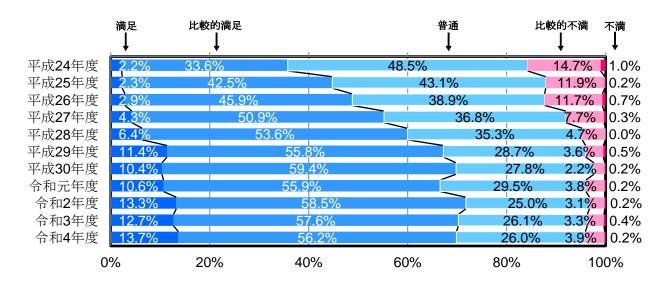


図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさについての評価

⁸ 個別項目のうち、「意見書で主張した事項に対する応答」、「面接における審査官とのコミュニケーション」 及び「電話における審査官とのコミュニケーション」の 3 項目は令和 2 年度調査で新設した項目であること から、評価の割合の経年変化のグラフは割愛しています。

⁹ 個別項目のうち、特許審査全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は 3. (1) 参照。

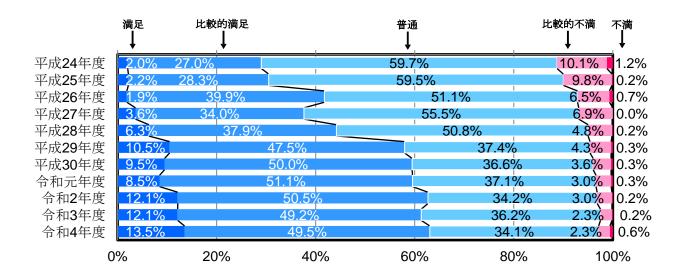


図 3: 拒絶査定の記載のわかりやすさについての評価

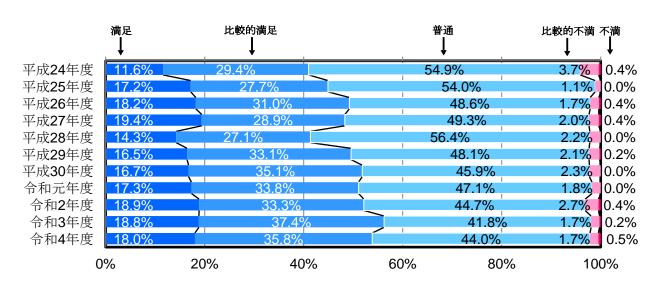


図 4: 第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用についての評価

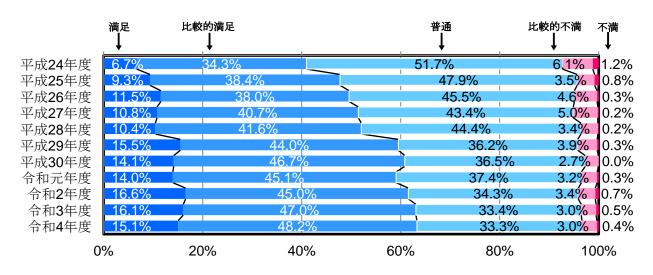


図 5: 第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価

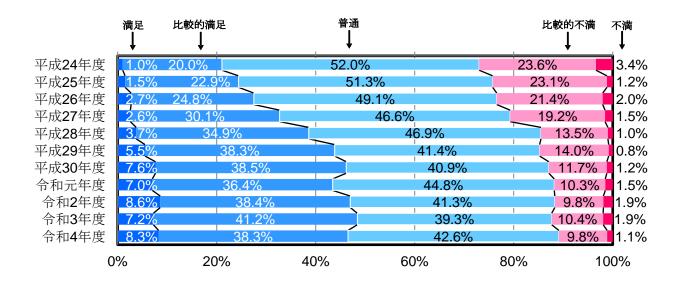


図 6:第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価

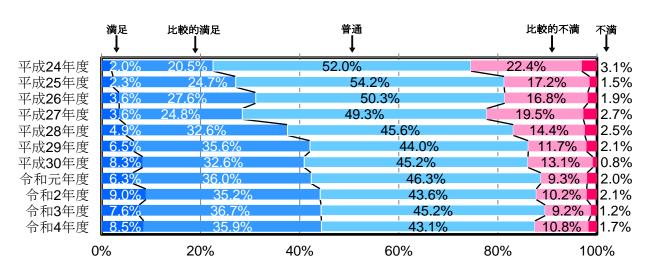


図 7:第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の運用についての評価

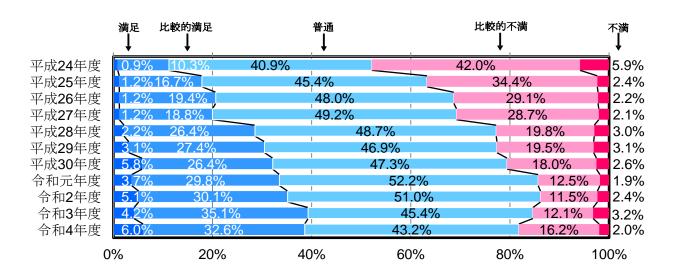


図8:判断の均質性についての評価

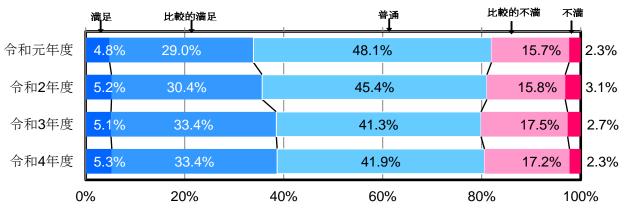


図 9:第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性についての評価

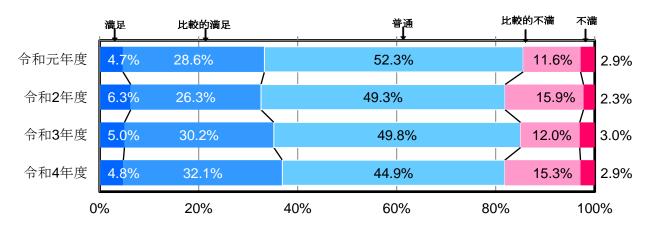


図 10:第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の判断の均質性についての評価

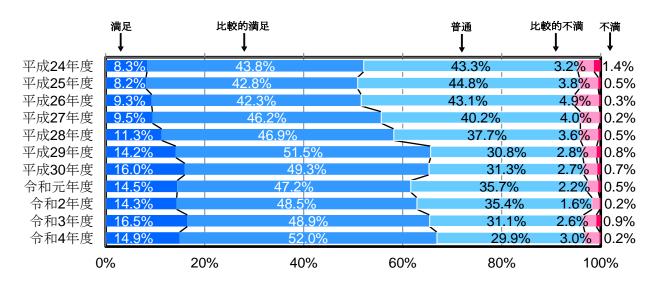


図 11: 国内特許文献の調査についての評価

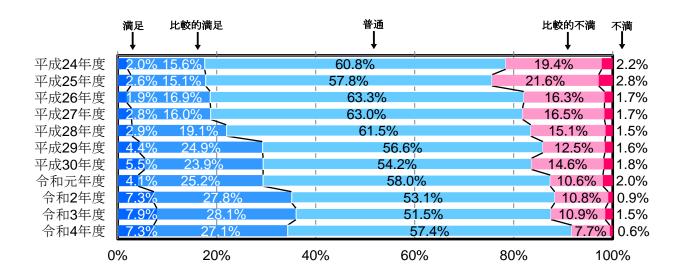


図 12: 外国特許文献の調査についての評価

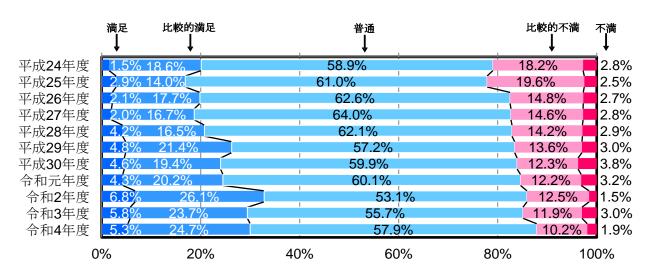


図 13: 非特許文献等の調査についての評価

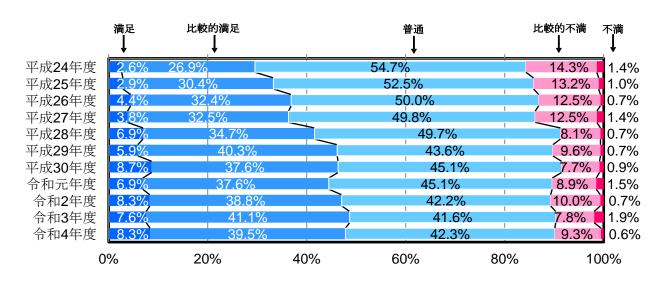


図 14:審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価

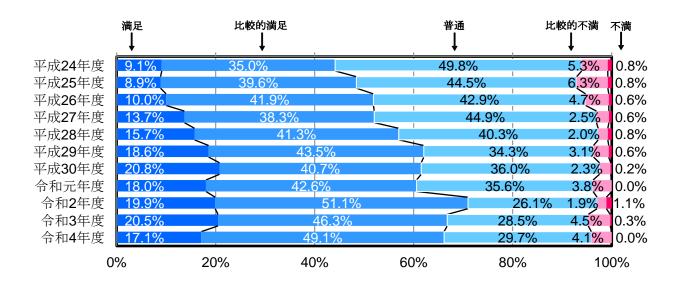


図 15:面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

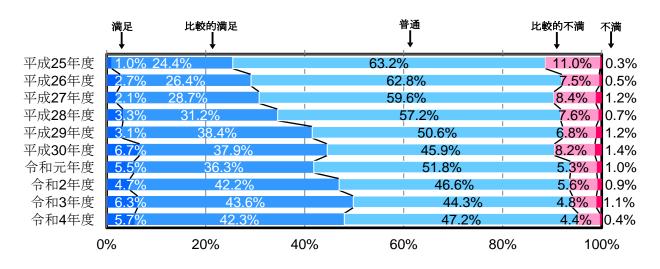


図 16:審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価

(2)PCT 出願における国際調査等全般の質(票2)について

表 6 は、令和 3 年度の PCT 出願における国際調査等全般の質について、全体評価と個別項目についての評価とをまとめたものです。

表 6:全体評価と個別項目についての評価(PCT 出願)10

	評価項目	満足	比較的 満足	普通	比較的 不満	不満	わからない /経験がな い、無回答	
		全体評	描					
E	際調木竿へ飢の筋	26	161	122	8	0	0	
	際調査等全般の質	(8.2%)	(50.8%)	(38.5%)	(2.5%)	(0.0%)	0	
	個別	<u>項目につ</u>	ハての評価	T				
E		51	129	112	1	0	24	
	除付計が短の相及	(17.4%)	(44.0%)	(38.2%)	(0.3%)	(0.0%)	24	
7-2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26	58	100	2	0	101	
ᆙᄸ	が対象に関する判例	(14.0%)	(31.2%)	(53.8%)	(1.1%)	(0.0%)	131	
174	は、一般・中では、一般・中では、	39	99	133	1	0	45	
 	単一性違反に関する判断		(36.4%)	(48.9%)	(0.4%)	(0.0%)	45	
並に	5.18.44.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	29	136	128	19	3	0	
利	f規性・進歩性に関する判断	(9.2%)	(43.2%)	(40.6%)	(6.0%)	(1.0%)	2	
新	f規性・進歩性に関する見解の記載のわ	38	139	120	14	3	2	
か	りやすさ	(12.1%)	(44.3%)	(38.2%)	(4.5%)	(1.0%)	3	
E		23	121	135	28	1	9	
	『院調査寺にあげる刊断の均負注	(7.5%)	(39.3%)	(43.8%)	(9.1%)	(0.3%)	9	
玉	際段階と国内段階との間での判断の一	31	104	118	50	5	9	
貫	性	(10.1%)	(33.8%)	(38.3%)	(16.2%)	(1.6%)	9	
#	 国内特許文献の調査	45	167	91	8	0	6	
行	国内付計入職の調査 	(14.5%)	(53.7%)	(29.3%)	(2.6%)	(0.0%)	0	
先行技術文献調査	 外国特許文献の調査	21	77	170	35	4	10	
文協	クトト型付託入例の調査 	(6.8%)	(25.1%)	(55.4%)	(11.4%)	(1.3%)	10	
調	まはませずながない調本	15	63	164	31	4	40	
査	非特許文献等の調査	(5.4%)	(22.7%)	(59.2%)	(11.2%)	(1.4%)	40	

_

¹⁰ 括弧内は、「わからない/経験がない、無回答」を除く有効回答に対する各回答の割合。端数処理のため、 必ずしも合計は 100%にはなりません。

図 17 は、PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)の割合の経年変化を示したものです。全体評価は、「普通」以上の評価の割合が97.5%(昨年度調査では97.4%)、上位評価割合¹¹が59.0%(同62.7%)でした。

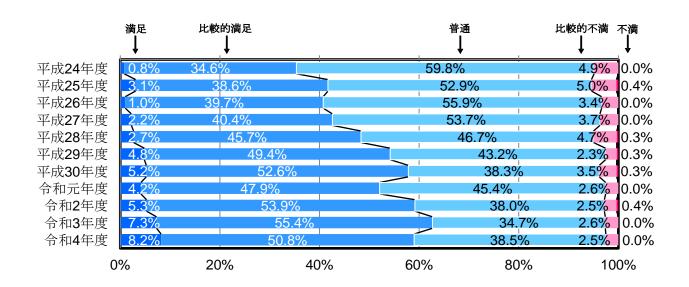


図 17:PCT 出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)

図 18~図 27 は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです。

昨年度調査の結果に基づいて優先項目¹²とした「国際調査等における判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が 90.6%(同 92.0%)、上位評価割合が 46.8%(同 47.9%)でした(図 23)。

また、自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」、「外国特許文献の調査」についての意見が多く見られました。

「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」については、新たな引用文献の追加・担当審査官の変更に伴う判断の変更や、国内段階における記載要件の指摘に関して改善を期待する意見が見られました。

「先行技術文献調査」については、外国の国内段階移行後に外国特許文献が引用されること があるため外国特許文献の調査に関して改善を期待する意見が見られました。

^{11「}満足」・「比較的満足」の評価の割合

¹² 個別項目のうち、国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は 3. (2)参照。

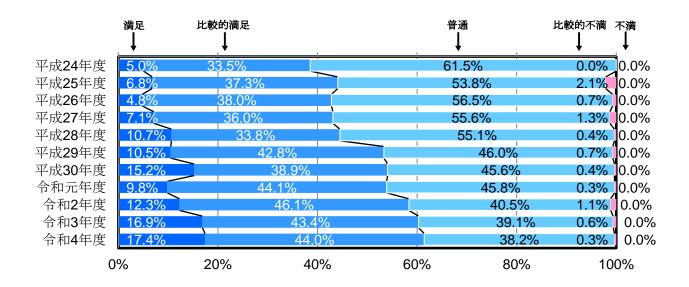


図 18: 国際特許分類の精度についての評価

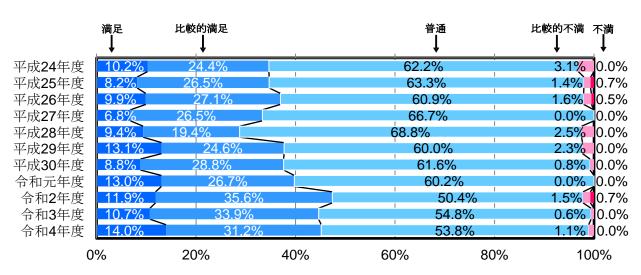


図 19:除外対象に関する判断についての評価

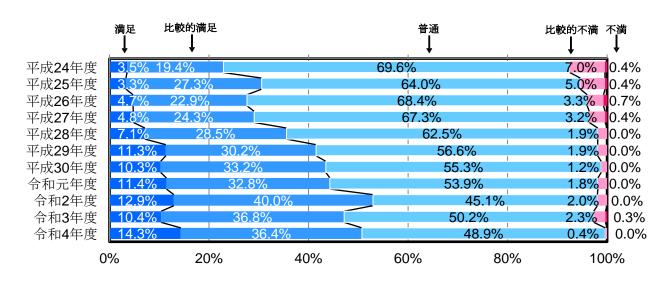


図 20:単一性違反に関する判断についての評価

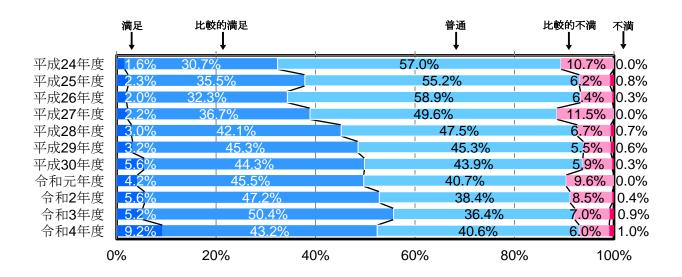


図 21: 新規性・進歩性に関する判断についての評価

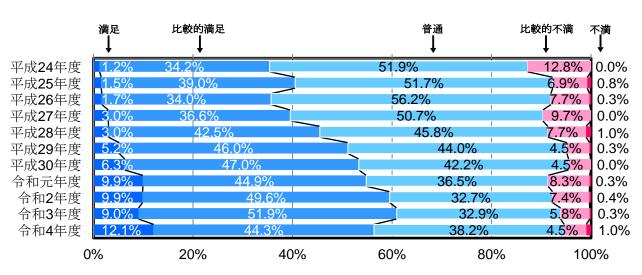


図 22:新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさについての評価

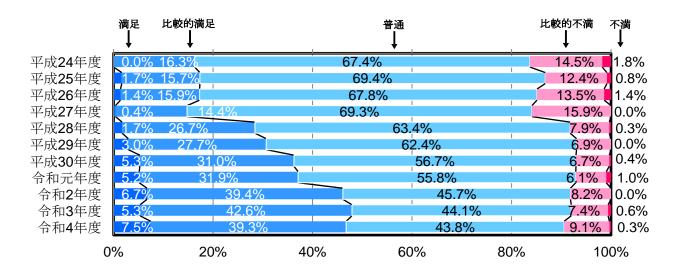


図 23:国際調査等における判断の均質性についての評価

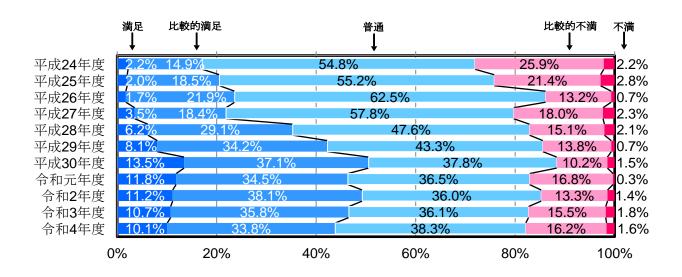


図 24:国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

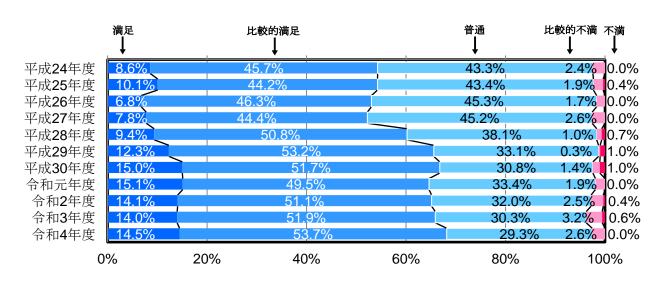


図 25: 国内特許文献の調査についての評価

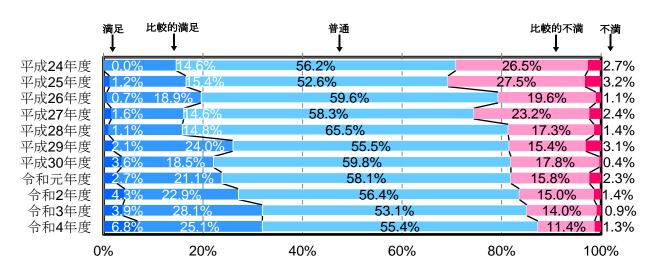


図 26: 外国特許文献の調査についての評価

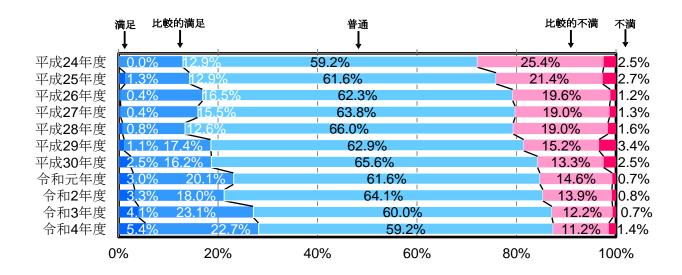


図 27: 非特許文献等の調査についての評価

(3)他の国/地域の特許庁と比較した評価

表7は、特許審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁についての回答(複数選択形式)を集計した結果を示したものです。

いずれの観点においても、JPO が最も支持される結果となりました。自由記入欄を見ると、日本の拒絶理由通知の記載が簡潔で分かりやすいとの意見が複数見られた一方で、USPTO のように請求項毎に記載がある方が好ましいとの意見も複数見られました。

表 7: 各観点からそれぞれ優れている(又は望ましい)と感じる庁13

観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	213	78	93	48	47
1546.55175.41.40.40.40.40.40.40.40.40.40.40.40.40.40.	(68.1%)	(24.9%)	(29.7%)	(15.3%)	(15.0%)
発明該当性、産業上の利用可能性(特許	128	39	49	29	22
適格性)の判断	(40.9%)	(12.5%)	(15.7%)	(9.3%)	(7.0%)
55.14 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 4	182	48	124	43	34
新規性・進歩性の判断 	(58.1%)	(15.3%)	(39.6%)	(13.7%)	(10.9%)
引	139	43	68	30	25
記載要件の判断	(44.4%)	(13.7%)	(21.7%)	(9.6%)	(8.0%)
101 NC 0 10 FF NH	168	16	86	24	21
判断の均質性	(53.7%)	(5.1%)	(27.5%)	(7.7%)	(6.7%)
化仁比华大型国本	148	55	136	66	15
先行技術文献調査 	(47.3%)	(17.6%)	(43.5%)	(21.1%)	(4.8%)
	175	19	96	35	25
審査官の技術等に関する専門知識レベル	(55.9%)	(6.1%)	(30.7%)	(11.2%)	(8.0%)
意見書で主張した事項に対する応答	158	54	63	34	19
息兄者で土張した事項に対する心合	(50.5%)	(17.3%)	(20.1%)	(10.9%)	(6.1%)
面接、電話等における審査官とのコミュニ	136	79	23	22	15
ケーション	(43.5%)	(25.2%)	(7.3%)	(7.0%)	(4.8%)
東本ナス マルヒナム + 杜弘の佐利佐田	139	62	57	30	27
審査を通して付与された特許の権利範囲	(44.4%)	(19.8%)	(18.2%)	(9.6%)	(8.6%)

18

¹³ いずれかの庁で「わからない/経験がない」と回答した者を除いて集計。括弧内は、いずれかの庁で「わからない/経験がない」と回答した者を除く有効回答者数に対する各回答の割合。

3. 回答内容の分析

(1)個別項目についての評価と全体評価との相関(国内出願)

個別項目についての評価と全体評価との関係は、両者間の相関係数を用いて比較することができます。

図 28 は、国内出願における特許審査全般の質(票 1)の個別項目(全 18 項目)についての評価の平均値¹⁴を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。図中左側にある個別項目ほど相対的に評価が低く、図中上側にある個別項目ほど相対的に全体評価との相関が強い(全体評価に対する影響が大きいと考えられる)ことから、図中左上に位置する個別項目に優先的に取り組むべきであると判断できます。今年度調査の結果からは、「判断の均質性」「第 29 条第2項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目¹⁵に該当すると考えられます。

(2)個別項目についての評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 29 は、PCT 出願における国際調査等全般の質(票 2)の個別項目(全 10 項目)についての評価の平均値 ¹⁴ を横軸、全体評価との相関係数を縦軸に示したものです。(1)と同様にして、今年度調査の結果からは、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」が優先項目に該当すると考えられます。

¹⁴ 評価を5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)として集計した場合の平均値。

¹⁵ 優先的に取り組むべき項目

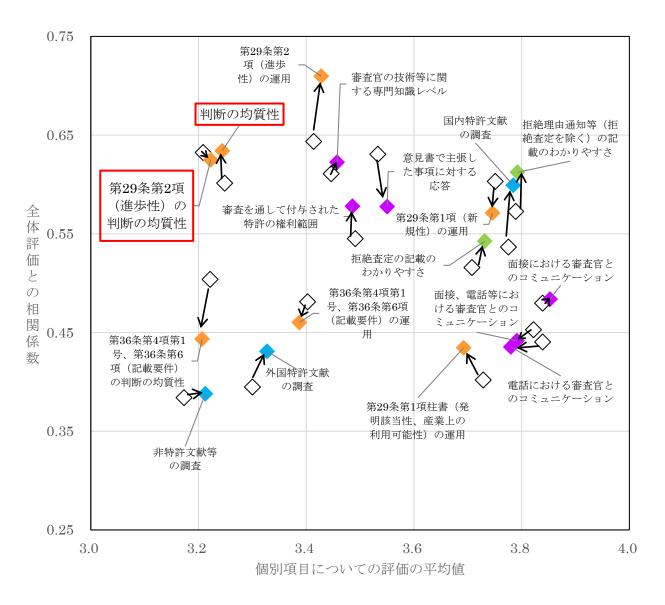


図 28:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(国内出願)16

¹⁶ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

なお、個別項目(全 18 項目)についての評価の平均値は、昨年度調査の結果と比較して 8 項目で減少し、10 項目で増加しました。平均値が減少した 8 項目は、減少が大きい順に「電話における審査官とのコミュニケーション」、「第 29 条第 1 項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用」、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用」、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の判断の均質性」、「審査を通して付与された特許の権利範囲」、「第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用」、「判断の均質性」でした。また、平均値が増加した 10 項目は、増加が大きい順に「非特許文献等の調査」、「外国特許文献の調査」、「拒絶査定の記載のわかりやすさ」、「意見書で主張した事項に対する応答」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」、「面接における審査官とのコミュニケーション」、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」、「国内特許文献の調査」、「拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ」でした。

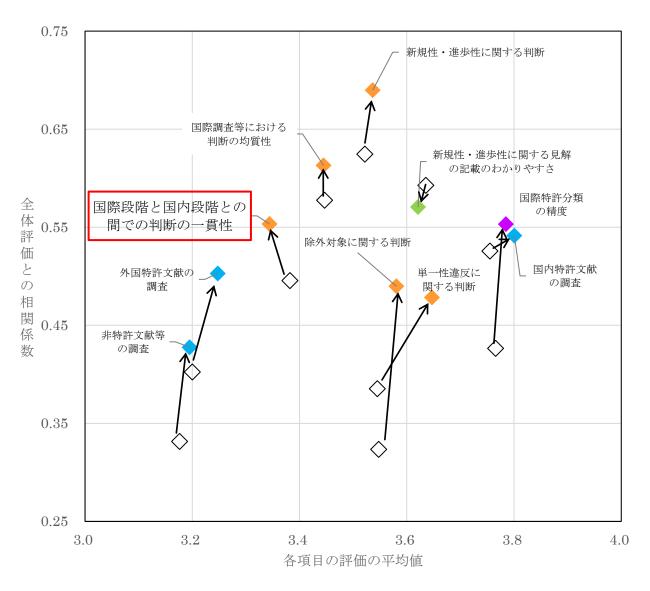


図 29:個別項目についての評価の平均値と全体評価との相関係数(PCT 出願)17

¹⁷ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目を橙色、拒絶理由通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示しています。白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

なお、個別項目(全10項目)についての評価の平均値は、昨年度調査の結果と比較して3項目で減少し、7項目で増加しました。平均値が減少した3項目は、減少が大きい順に「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」、「新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ」、「国際調査等における判断の均質性」でした。また、平均値が増加した7項目は、増加が大きい順に「単一性違反に関する判断」、「外国特許文献の調査」、「国内特許文献の調査」、「除外対象に関する判断」、「国際特許分類の精度」、「非特許文献等の調査」、「新規性・進歩性に関する判断」でした。

4. 調査結果のまとめ

令和3年度の国内出願における特許審査全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が95.7%(昨年度調査では95.1%)、上位評価割合¹⁸が61.3%(同63.0%)で、個別項目についての評価も含め、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした(図1~図16)。

一方、自由記入欄を見ると、個別項目のうち、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見が特に多く、テレワーク中の審査官との円滑な電話連絡や、面接・電話応対後の判断の変更に関して改善を期待する意見が多く見られました。

個別項目についての評価と全体評価との相関から、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の判断の均質性」が優先項目¹⁹に該当すると考えられます(図 28)。

令和3年度のPCT出願における国際調査等全般の質についての評価(全体評価)は、「普通」以上の評価の割合が97.5%(昨年度調査では97.4%)、上位評価割合が59.0%(同62.7%)で、個別項目についての評価も含め、昨年度調査の結果から大きな変化は見られませんでした(図17~図27)。

個別項目についての評価と全体評価との相関から、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」が優先項目に該当すると考えられます(図 29)。

本調査で寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」についての意見に 関連して、特許庁は、令和3年4月にテレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡する手段(クラウド電話サービス)を整備し²⁰、その後もクラウド電話サービスの利用に関する運用の改善や、 審査官への適切な利用の周知徹底等を継続的に進めています。

今後も、これまでの審査の質の維持・向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で 実施している他の分析結果も踏まえ、今回抽出された「判断の均質性」等の課題の改善に取り組 んでまいります。

5. 今後のユーザー評価調査について

ユーザーニーズの継続的な把握のため、来年度以降も同様の調査を継続する予定です。今後の調査に当たっては、実施時期や実施方法、調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討してまいります。

なお、本調査の結果は、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会における、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価等の議論のための基礎としても活用されます。

^{18 「}満足」・「比較的満足」の評価の割合

¹⁹ 個別項目のうち、特許審査全般又は国際調査等全般の質の全体評価との相関性が高く、かつ評価が低い項目。詳細は 3. (1)参照。

²⁰ https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210401001/20210401001.html

謝辞

本調査の実施に当たりましては、多くのユーザーの皆様の御協力を頂きました。ここに、心より 感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録)調査票

【特許(票1)】国内出願における特許審査全般の質について(1/2)

次の	[1]	~	[4]	の問いに、	2021年度の特許審査	(審判は含みません)	のご経験に基づいてお答えください。

【1】2021年度の	特許審査全般の質についてどの	か。[必須]		
○ 満足	○ 比較的満足	○普通	○ 比較的不満	○ 不満

【2】2021年度の特許審査の質に関し、以下の個別項目の評価についてお答えください。 [必須]

「8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」、「8 – 1. 」、「8 – 2. 」は、2021年度に面接、電話等で審査官と直接コミュニケーションをとっていないとき、「わからない/経験がない」にチェックしてください。

「9.審査を通して付与された特許の権利範囲」は、出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているかを評価してください。

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない。 経験がない
1. 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ	0	0	0	0	0	0
2. 拒絶査定の記載のわかりやすさ	0	0	0	0	0	0
3 – 1. 第29条第1項柱書(発明該当性、産業上の利用可能性)の運用	0	0	0	0	0	0
3 – 2. 第29条第1項 (新規性) の運用	0	0	0	0	0	0
3 – 3. 第29条第2項(進歩性)の運用	0	0	0	0	0	0
3 – 4. 第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の運用	0	0	0	0	0	0
4. 判断の均質性	0	0	0	0	0	0
4-1. 第29条第2項(進歩性)の判断の均質性	0	0	0	0	0	0
4 – 2. 第36条第4項第1号、第36条第6項(記載要件)の判断の均質 性	0	0	0	0	0	0
5-1. 国内特許文献の調査	0	0	0	0	0	0
5-2. 外国特許文献の調査	0	0	0	0	0	0
5 - 3. 非特許文献等の調査	0	0	0	0	0	0
5. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	0	0	0	0	0	0
7. 意見書で主張した事項に対する応答	0	0	0	0	0	0
8. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	0	0	0	0	0	0
8 – 1. 面接における審査官とのコミュニケーション	0	0	0	0	0	0
3 – 2. 電話における審査官とのコミュニケーション	0	0	0	0	0	0
9. 審査を通して付与された特許の権利範囲	0	0	0	0	0	0

	9. 審査を通して付与された特許の権利範囲	0	0	0	0	0	0		
Г	「8. 面接・電話等における審査官とのコミュニケーション」に関する自由記入欄 (満足または不満と評価される具体的内容)								
	【2】に関する自由記入欄(各項目に関して満足または不満と評価される具体的内容)								

【特許(票1)】国内出願における特許審査全般の質について(2/2)

【3】特許審査の質に関し、<u>次の各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁</u>があればチェックしてください(複数庁を選択可)。

特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点については、チェックしていただく必要はございません。

審査の質がよくわからない庁、他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁については、「0. わからない/経験がない」をチェックしてください。

JPO=日本国特許庁、USPTO=米国特許商標庁、EPO=欧州特許庁、CNIPA=中国国家知識產權局、KIPO=韓国特許庁

「9.面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」は、直接または間接的に(代理人を通じて)、面接、電話等で審査官とコミュニケーションをとっていないとき、チェックしていただく必要はございません。

「10. 審査を通して付与された特許の権利範囲」は、出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているかを評価してください。

	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
0. わからない/経験がない					
1. 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	0	0			
2. 発明該当性、産業上の利用可能性(特許適格性)の判断					
3. 新規性・進歩性の判断	0	0			
4. 記載要件の判断	0	0		0	
5. 判断の均質性					
6. 先行技術文献調査	0	0			
7. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	0	0			
8. 意見書で主張した事項に対する応答	0	0		0	
9. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	0	0		0	
10. 審査を通して付与された特許の権利範囲					

【3】に関する自由記入欄(【3】の各観点や、上記以外の国/地域の特許庁に関するご意見)					
[4] その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。					

「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」へのご協力のお願い

審査の質の改善につなげるため、個別の国内出願(およそ1年以内に最終処分(特許査定・拒絶査定)がされた公開済みのもの)における特許審査の質についての評価を、「<u>個別の審査の質に</u> ついてのユーザー評価調査」から受け付けています。こちらの調査にもご協力をお願いします。

【特許(票2)】PCT出願における国際調査等全般の質について 次の【1】~【3】の問いに、2021年度の国際調査等(国際調査報告(様式210)・見解書(様式237)・国際予備審査報告(様式409))のご経験に基づいてお答えく 【1】2021年度の国際調査等全般の質についてどのように感じていますか。 [必須] ○満足 ○ 比較的満足 ○普通 ○ 比較的不満 ○ 不満 【2】2021年度の国際調査等の質に関し、以下の個別項目の評価についてお答えください。 [必須] 「2. 除外対象に関する判断」は、科学および数学の理論や事業活動、情報の単なる提示などにより調査の除外対象となったものに関する判断を評価してください。 「7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」は、日本国特許庁が行った国際調査等での判断と、日本国への国内移行後の判断との間での一貫性を評価してくださ い。 わからない/ 比較的満足 満足 普通 比較的不満 不満 経験がない 1. 国際特許分類の精度 0 0 0 0 0 0 2. 除外対象に関する判断 0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

【2】に関する自由記入欄(各項目に関して満足または不満と評価される具体的内容)

3. 単一性違反に関する判断 4. 新規性・進歩性に関する判断

8-1. 国内特許文献の調査

8-2. 外国特許文献の調査

8-3. 非特許文献等の調査

6. 国際調査等における判断の均質性

5. 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ

7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性

【3】その他、追加のご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。	

「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」へのご協力のお願い

審査の質の改善につなげるため、個別のPCT出願(およそ1年以内に国際調査等がされた国際公開済みのもの)における国際調査等の質についての評価を、「<u>個別の審査の</u>質についてのユーザー評価調査」から受け付けています。こちらの調査にもご協力をお願いします。

[Patent (Sheet 1)] Overall Quality of Patent Examination on National Applications (1/2) Please answer questions [1] to [4], according to your experience in the patent examination process (excluding appeal examination) in FY2021. [1] How would you rate the overall quality of patent examination at the JPO in FY2021? [Required] Somewhat Neutral Satisfied Unsatisfied Satisfied [2] How would you rate the following items in patent examination at the JPO in FY2021? [All items are required] Please select Not Sure/No Experience in items 8, 8-1, and 8-2 if you did not communicate with examiners directly, Item 9 means whether the scope of granted patent is sufficient or not, in view of the contents of the application and prior art. Somewhat Not Sure/No Somewhat Satisfied Neutral Unsatisfied Satisfied Unsatisfied Experience 1. Thorough and easy-to-understand description in notifications of reasons for refusal 2. Thorough and easy-to-understand description in decision of refusal 3-1. Application of the main paragraph of Article 29 (1) (patent eligibility and industrial applicability) 3-2. Application of Article 29 (1) (novelty) 3-3. Application of Article 29 (2) (inventive step) 3-4. Application of Article 36 (4) (i) and Article 36 (6) (requirements for description and claims) 4. Consistency of judgements among examiners 4-1. Consistency of judgements among examiners on Article 29 (2) (inventive step) 4-2. Consistency of judgements among examiners on Article 36 (4) (i) and Article 36 (6) (requirements for description and claims) 5-1. Prior art searches (Domestic patent literature searches) 5-2. Prior art searches (Foreign patent literature searches) 5-3. Prior art searches (Non-patent literature searches) 6. Level of examiners' expertise in technical details 7. Responses to written opinions 8. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations 8-1. Communication with examiners in face-to-face interviews 8-2. Communication with examiners in telephone conversations 9. Scope of patents granted after examination Please feel free to comment on "8. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations" (e.g. specific reasons for satisfaction/unsatisfaction). Please feel free to comment on items in [2] (e.g. specific reasons for satisfaction/unsatisfaction).

[Patent (Sheet 1)] Overall Quality of Patent Examination on National Applications (2/2)

[3] Please select all Offices you think are superior at (or preferable for) the following items in patent examination.

Please leave all boxes unchecked if you feel that no office is superior at any item or if you are unable to compare.

Please check the box(es) in item 0 (Not sure/No experience) if you are unsure about an office's examination quality or if you have an insufficient number of application examinations by an office to make a viable comparison.

JPO: Japan Patent Office, USPTO: United States Patent and Trademark Office, EPO: European Patent Office, CNIPA: China National Intellectual Property Administration, KIPO: Korean Intellectual Property Office Please leave the box(es) in item 9 unchecked if you did not communicate with examiners directly or indirectly (through your attorneys).

Item 10 means whether the scope of granted patent is sufficient or not, in view of the contents of the application and prior art.

	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
0. Not sure/No experience					
Thorough and easy-to-understand description in notifications of reasons for refusal and decision of refusal			0	0	0
2. Judgement on patent eligibility and industrial applicability					
3. Judgement on novelty/inventive step					
4. Judgement on requirements for description and claims					
5. Consistency of judgements among examiners					
6. Prior art searches					
7. Level of examiners' expertise in technical details					
8. Responses to written opinions					
9. Communication with examiners in face-to-face interviews and telephone conversations					
10. Scope of patents granted after examination					

		_						
F	Please feel free to comment on items in [3] or other national/regional offices.							
		_						
]	[4] Please provide any other comments/requests/suggestions in the column below.							

Request for User Satisfaction Survey on Quality of Examination on Specific Applications

We would also like to invite you to participate in our "<u>User Satisfaction Survey on Quality of Examination on Specific Applications</u>" regarding the quality of patent examination on specific national applications (sent final decisions within a year and published). We would appreciate your cooperation in helping us improve the quality of patent examination.